

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第35号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局</p> <p>ア 本局</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(<u>工</u>) 略</p> <p>(<u>才</u>) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>副局長</u></p> <p>コ <u>室長（地域医療支援室、中央放射線室、中央検査室、理学療法室、臨床工学室、栄養管理室、地域医療連携室、医療安全・感染防止対策室、医療安全対策室及び医療情報管理室の室長に限る。）</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 企業局</p> <p>ア 本局</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(<u>工</u>) <u>室長</u></p> <p>(<u>才</u>) 略</p> <p>(<u>力</u>) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 病院局</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>次長</u></p> <p>コ <u>副看護局長</u></p> <p>サ 室長</p> <p>シ <u>副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）</u></p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。